

平成29年3月3日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

| 議案番号 | 件名                              | ページ |
|------|---------------------------------|-----|
| 5    | 平成28年度 今治市一般会計補正予算（第4号）         | 別冊  |
| 6    | 平成28年度 今治市墓園事業特別会計補正予算（第1号）     | 〃   |
| 7    | 平成28年度 今治市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）   | 〃   |
| 8    | 平成28年度 今治市小規模下水道特別会計補正予算（第1号）   | 〃   |
| 9    | 平成28年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）   | 〃   |
| 10   | 平成28年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）     | 〃   |
| 11   | 平成28年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第4号）    | 〃   |
| 12   | 今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例制定について | 1   |
| 13   | 今治市青少年センター条例の一部を改正する条例制定について    | 5   |
| 14   | 財産の無償譲渡について（高等教育施設用地）           | 9   |
| 15   | 財産の処分について（今治市朝倉デイサービスセンター）      | 13  |
| 16   | 財産の処分について（今治市波方デイサービスセンター）      | 17  |
| 17   | 市営土地改良事業の施行の変更について（朝倉 古谷地区）     | 21  |
| 18   | 市営土地改良事業の施行の変更について（大西 荒神地区）     | 25  |
| 19   | 市長の退職手当について                     | 29  |
| 20   | 副市長の退職手当について                    | 31  |
| 21   | 教育長の退職手当について                    | 33  |

今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

視聴覚ライブラリーの位置を変更しようとするもの。



## 今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例

今治市立視聴覚ライブラリー条例(平成17年今治市条例第105号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「今治市別宮町一丁目4番地1」を「今治市南大門町二丁目5番地1」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市立視聴覚ライブラリー条例改正条項新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 視聴覚ライブラリーを次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市立視聴覚ライブラリー</p> <p>位置 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第2条 視聴覚ライブラリーを次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市立視聴覚ライブラリー</p> <p>位置 <u>今治市別宮町一丁目4番地1</u></p> |

今治市青少年センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

青少年センターの位置を変更しようとするもの。



## 今治市青少年センター条例の一部を改正する条例

今治市青少年センター条例（平成17年今治市条例第106号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「今治市別宮町一丁目4番地1」を「今治市南大門町二丁目5番地1」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市青少年センター条例改正条項新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 青少年センターを次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市青少年センター</p> <p>位置 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第2条 青少年センターを次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市青少年センター</p> <p>位置 <u>今治市別宮町一丁目4番地1</u></p> |

財産の無償譲渡について（高等教育施設用地）

次のとおり土地を無償譲渡する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 無償譲渡をする土地

|   | 所 在         | 地 目 | 面積（平方メートル） |
|---|-------------|-----|------------|
| 1 | 今治市いこいの丘1番3 | 宅地  | 32,955.01  |
| 2 | 今治市いこいの丘1番4 | 宅地  | 10,990.65  |
| 3 | 今治市いこいの丘1番5 | 宅地  | 7,033.72   |
| 4 | 今治市いこいの丘1番6 | 宅地  | 10,263.50  |
| 5 | 今治市いこいの丘1番7 | 宅地  | 11,214.23  |
| 6 | 今治市いこいの丘2番  | 宅地  | 63,137.59  |
| 7 | 今治市いこいの丘4番1 | 宅地  | 483.92     |
| 8 | 今治市いこいの丘4番3 | 宅地  | 32,183.45  |
|   | 計           |     | 168,262.07 |

2 無償譲渡の相手方

岡山県岡山市北区理大町1番1号

学校法人 加計学園

理事長 加 計 晃太郎

### 3 無償譲渡の理由

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく平成29年内閣府・文部科学省告示第1号に沿った国際水準の教育カリキュラムを備えた国際教育拠点となる大学獣医学部を誘致し、その開学を確実に実現させることにより、市内の学生はもとより、全国からの人の流れを生み出すことができ、若年人口の地元定着並びに地域の発展及び活性化による地方創生に寄与しようとするもの。

「参考」

位置図

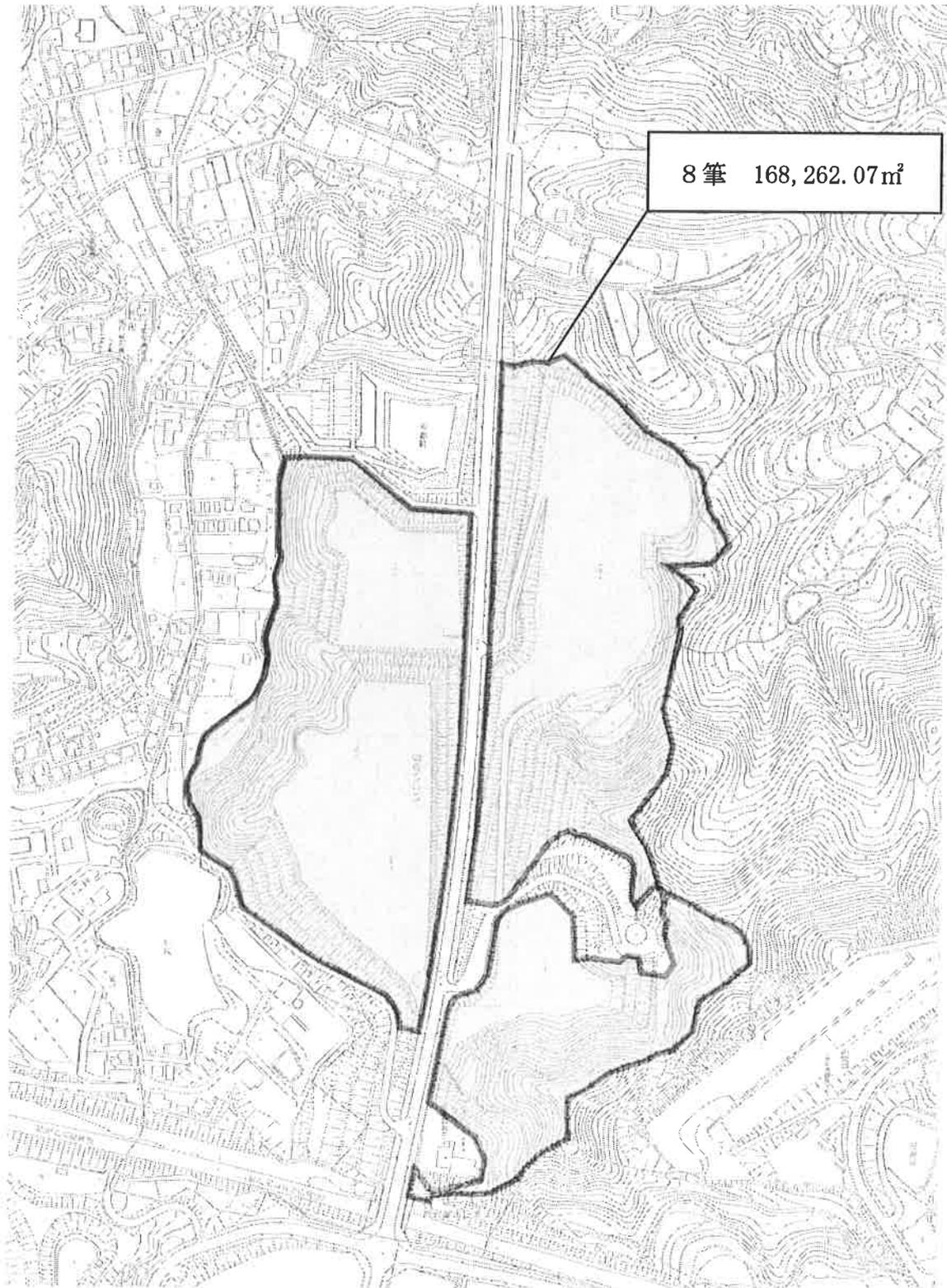


凡例



無償譲渡箇所

縮尺 1 : 5000



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

財産の処分について（今治市朝倉デイサービスセンター）

次のとおり建物を売却する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 建物の所在地及び概要

所在地 今治市朝倉下乙112番地2  
構造 鉄筋コンクリート鉄骨造 陸屋根鋼板葺 平家建  
延床面積 1,045.45平方メートル

2 売却の目的

普通財産の処分

3 契約の方法

随意契約

4 売却の相手方及び価格

相手方 今治市南宝来町一丁目9番地8  
社会福祉法人今治市社会福祉協議会  
会長 片上 修二郎  
価格 80,676,000円

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

「参考」

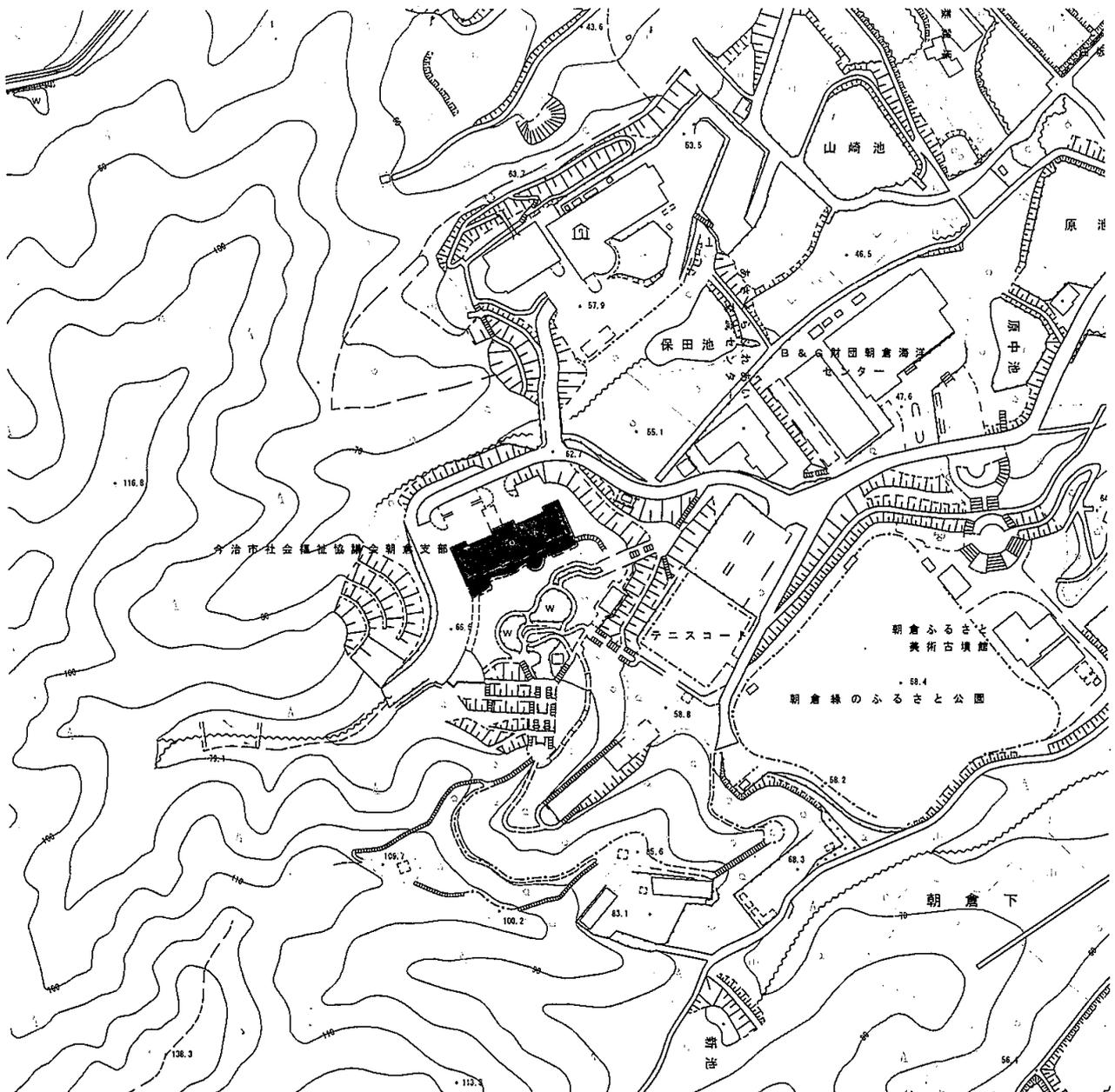
位置図



縮尺 1 : 2 5 0 0

凡例

 対象建物





財産の処分について（今治市波方デイサービスセンター）

次のとおり建物を売却する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 建物の所在地及び概要

所在地 今治市波方町樋口甲264番地1

|   | 構 造                    | 延床面積（平方メートル） | 備 考          |
|---|------------------------|--------------|--------------|
| 1 | 鉄筋コンクリート造<br>スレート葺 平家建 | 561.69       | 波方デイサービスセンター |
| 2 | 鉄骨造 鋼板葺 平家建            | 90.00        | 車庫           |

2 売却の目的

普通財産の処分

3 契約の方法

随意契約

4 売却の相手方及び価格

相手方 今治市南宝来町一丁目9番地8

社会福祉法人今治市社会福祉協議会

会長 片 上 修二郎

価 格 58,028,400円

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

「参考」

位置図



縮尺 1 : 2 5 0 0

凡例

 対象建物





市営土地改良事業の施行の変更について（朝倉 古谷地区）

市営土地改良事業を次のとおり変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 変更しようとする<br>土地改良事業の種類 | 農業用排水施設整備事業<br>(平成25年3月26日議決 議会第2回議案第53号) |
| 2 工事施行地区                | 古谷地区                                      |
| 3 施行年度                  | 平成25年度～平成28年度                             |
| 4 工 種                   | 農業用排水施設                                   |
| 5 概算事業費                 | 30,900,000円<br>(変更前 35,140,000円)          |
| 6 施行方法                  | 請負施行                                      |

「参 考」

農業用排水施設整備事業（朝倉 古谷地区）

変更理由 主要工事計画が変更となったため。

工事概要

（変更前）

取水堰 N = 3 箇所（3 箇所：自動転倒化）

（変更後）

取水堰 N = 3 箇所（2 箇所：自動転倒化、1 箇所：既存改良）

「参 照」

## 土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

（土地改良事業の変更等）

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2～6 略



市営土地改良事業の施行の変更について（大西 荒神地区）

市営土地改良事業を次のとおり変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1 変更しようとする<br>土地改良事業の種類 | ため池等整備事業<br>(平成27年3月26日議決 議会第2回議案第60号) |
| 2 工事施行地区                | 荒神地区                                   |
| 3 施行年度                  | 平成27年度～平成30年度                          |
| 4 工 種                   | ため池                                    |
| 5 概算事業費                 | 102,300,000円<br>(変更前 56,000,000円)      |
| 6 施行方法                  | 請負施行                                   |

「参 考」

ため池等整備事業（大西 荒神地区）

変更理由 工法が変更となったため。

工事概要

（変更前）

ため池 1箇所（堤体工）

（変更後）

ため池 1箇所（地盤改良工・堤体工）

「参 照」

## 土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

（土地改良事業の変更等）

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2～6 略



市長の退職手当について

今治市長の退職手当に関する条例（平成17年今治市条例第49号）第3条の規定に基づき、市長菅良二（在職期間平成25年2月20日～平成29年2月19日）に対する退職手当の額を次のとおり定める。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

|       |             |
|-------|-------------|
| 退職手当額 | 23,568,000円 |
|-------|-------------|

「参 照」

今治市長の退職手当に関する条例（抜すい）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、市長が退職、解職、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当する場合に限る。）又は任期満了（以下「退職」という。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（退職手当の額）

第3条 市長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料、その職にあった期間等を考慮して、その都度議会の議決をもって定める。

副市長の退職手当について

今治市副市長等の退職手当に関する条例(平成17年今治市条例第50号)第3条の規定に基づき、副市長 長野和幸(在職期間平成25年3月5日～平成29年2月28日)に対する退職手当の額を次のとおり定める。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

|       |             |
|-------|-------------|
| 退職手当額 | 12,858,200円 |
|-------|-------------|

「参 照」

## 今治市副市長等の退職手当に関する条例（抜すい）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員及び教育長（以下「副市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、副市長等が退職、解職、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当する場合に限る。ただし、教育長にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項第1号に該当する場合を含む。）又は任期満了（以下「退職」という。）した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（退職手当の額）

第3条 副市長等の退職手当の額は、それらの者の職責及び退職の日における給料、その職にあつた期間等を考慮し、市長が議会に諮って定める。

教育長の退職手当について

今治市副市長等の退職手当に関する条例(平成17年今治市条例第50号)第3条の規定に基づき、教育長 高橋実樹(在職期間平成25年3月11日～平成29年2月28日)に対する退職手当の額を次のとおり定める。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

|       |            |
|-------|------------|
| 退職手当額 | 6,368,880円 |
|-------|------------|

「参 照」

## 今治市副市長等の退職手当に関する条例（抜すい）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員及び教育長（以下「副市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、副市長等が退職、解職、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当する場合に限る。ただし、教育長にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項第1号に該当する場合を含む。）又は任期満了（以下「退職」という。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（退職手当の額）

第3条 副市長等の退職手当の額は、それらの者の職責及び退職の日における給料、その職にあつた期間等を考慮し、市長が議会に諮って定める。